

建設業許可申請・変更届に係る確認資料の例（秋田県知事許可の場合）

◆以下の書類で確認できない場合は、窓口にて御相談の上、ほかに証拠となる資料を御用意ください。

※ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知等については被保険者整理番号部分に、住民税特別徴収税額通知書については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下単に「個人番号」という。）部分にマスキングをしてください。

I 常勤役員等・常勤役員等を直接に補佐する者の確認資料

1 常勤役員等・常勤役員等を直接に補佐する者の現在の常勤性を証明する書類

1-1 現住所が確認できる書類（次のいずれか）

- ・ 住民票の写し（原本）※ 個人番号が記載されていないものに限りです。
- ・ 自動車運転免許証その他公的機関が発行する身分を証明する書類の写し（現住所が記載されているもの）

◎ 現住所が上記住民票等と異なる場合（以下のいずれか）

- ・ 現住居の賃貸借契約書の写し
- ・ 公共料金等の領収書の写し など

1-2 当該事業所への常勤が確認できる書類（次のいずれか）

- ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知の写し又は健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写し（当該人物が記載されているもの）
- ・ 住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・ 所属企業の雇用証明書の写し
- ・ 個人事業主本人にあつては、当該事業主の所得税確定申告書の写し（税務署で受け付けたことが確認できるもの（令和7年以降の書面での申告分は受付印不要））
- ・ 法人の役員にあつては、法人税確定申告書の写し（表紙と役員報酬明細の写し）（税務署で受け付けたことが確認できるもの（令和7年以降の書面での申告分は受付印不要））
- ・ 源泉徴収簿、出勤簿その他常勤性が確認できるもの

2 常勤役員等の経験を証明する書類

イ該当…省令第7条第1号イの(1)～(3)のいずれかに該当する場合、ロ該当…省令第7条第1号ロの(1)・(2)のいずれかに該当する場合

2-1 経験期間及び地位を証明する書類

A 法人の役員としての経験〔イ(1)該当、ロ(1)・(2)該当〕

商業登記簿謄本、履歴事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本（役員期間が確認できるものを必要期間分）

B 個人事業主としての経験〔イ(1)該当、ロ(1)・(2)該当〕

当該事業主の所得税確定申告書の写し（税務署で受付されたことが確認できるもの（令和7年以降の書面での申告分は受付印不要）、必要期間分）

C 支配人としての経験〔イ(1)該当〕

商業登記簿謄本、履歴事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本（支配人期間が確認できるものを必要期間分）

D 支配人以外の令第3条の使用人としての経験〔イ(1)該当〕

変更届出書（受付印があり、かつ、就任・退任年月日が確認できるものを必要期間分）

E 経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者としての経験（執行役員等としての経験）

〔イ(2)該当〕（①～④の全て、必要期間分）

- ① 職制上の地位を確認する書類 … 組織図等
- ② 業務執行を行う事業部門を確認する書類 … 業務分掌規程等
- ③ 取締役会の決議による特定の事業部門に
関する業務執行権限の委譲を確認する書類 … 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規
程、取締役会規則、取締役就業規定、取締
役会の議事録等
- ④ 経験期間を確認する書類 … 取締役会の議事録、人事発令書等

F 経營業務の管理責任者を補佐した経験〔イ(3)該当〕・役員等に次ぐ職制上の地位における経験〔ロ(1)該当〕

a 法人における補佐経験（①～③の全て、必要期間分）

- ① 当該人物の職制上の地位を確認する書類 … 組織図等
- ② 経験内容を確認する書類 … 業務分掌規程、過去の稟議書等
- ③ 経験期間を確認する書類 … 人事発令書等

b 個人における補佐経験

事業専従者 … 事業主の所得税確定申告書、青色申告決算書又は収支内訳書（必要期間分、税務署で受付されたことが確認できるもの（令和7年以降の書面での申告分は受付印不要）で「事業専従者」欄に当該者の氏名が記載されていること）

事業専従者以外 … 事業主の所得税確定申告書、青色申告決算書又は収支内訳書（必要期間分、税務署で受付されたことが確認できるもの（令和7年以降の書面での申告分は受付印不要）で「給与賃金の内訳」欄に当該者の氏名が記載されていること）及び戸籍抄本（事業主との関係が確認できるもの）

2-2 建設業の経験を証明する書類

- ・ 許可を受けていた期間 … 許可通知書又は許可証明書の写し（必要期間分）
- ・ 許可を受けていない期間 … 工事請負契約書、注文書・注文請書、請求書等の写し（1年につき1件以上、必要期間分）

3 常勤役員等を直接に補佐する者の財務管理・労務管理・業務運営の業務経験を証明する書類（①・②の全て、必要期間分）

- ① 経験内容を確認する書類 … 業務分掌規程、過去の稟議書等
- ② 経験期間を確認する書類 … 人事発令書等

■ 申請・届出区分別確認事項

		許可申請			変更届	
		新 許可換え新規	規 般・特新規 業種追加	更 新	常勤役員等の 変更・追加	常勤役員等を直接に補 佐する者の追加・変更
常勤役員等	常勤性	○	○	○	○	
	経験	○	△	△	○	
常勤役員等を直接に 補佐する者	常勤性	○	○	○		○
	経験	○	△	△		○

○…必要

△…前回の許可申請等と変更がない場合は不要（変更がある場合は、許可申請と合せて変更届が必要となります。）

■ 該当要件別確認事項・必要期間

	確認事項	イ該当			ロ該当	
		(1)	(2)	(3)	(1)	(2)
常勤役員等	役員経験 (2-1A・B・C)	5年 ^{※1}	—	—	2年	5年
	執行役員等経験 (2-1E)	—	5年	—	—	—
	補佐経験 (2-1F)	—	—	6年	3年 ^{※2}	—
	建設業経験 (2-2)	5年	5年	6年	5年	2年 ^{※3}
常勤役員等を直接に補佐する者	業務経験 (3)	—	—	—	5年	5年
	建設業営業年数 (2-2)	—	—	—	5年	5年

※1 令第3条の使用人としての経験 (2-2D) を含む。

※2 財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限られます。

※3 役員としての建設業経験に限られます。

II 営業所技術者等の確認資料

1 現在の常勤性を証明する書類

1-1 現住所が確認できる書類 (次のいずれか)

- ・ 住民票の写し (原本) ※個人番号が記載されていないものに限りです。
- ・ 自動車運転免許証その他公的機関が発行する身分を証明する書類の写し (現住所が記載されているもの)

◎ 現住所が上記住民票等と異なる場合 (以下のいずれか)

- ・ 現住居の賃貸借契約書の写し
- ・ 公共料金等の領収書の写し など

1-2 当該事業所への常勤が確認できる書類 (次のいずれか)

- ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知の写し又は健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写し (当該人物が記載されているもの)
- ・ 住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・ 所属企業の雇用証明書の写し
- ・ 個人事業主本人にあつては、当該事業主の所得税確定申告書の写し (税務署で受け付けたことが確認できるもの (令和7年以降の書面での申告分は受付印不要))
- ・ 法人の役員にあつては、法人税確定申告書の写し (表紙と役員報酬明細の写し) (税務署で受け付けたことが確認できるもの (令和7年以降の書面での申告分は受付印不要))
- ・ 源泉徴収簿、出勤簿その他常勤性が確認できるもの

2 実務経験を証明する書類 (必要な場合のみ)

2-1 実務経験の内容を証明する書類 (土木一式工事又は建築一式工事以外)

- ・ 許可を受けていた期間 … 許可通知書又は許可証明書の写し (必要期間分)
- ・ 許可を受けていない期間 … 実務経験証明書に記載した建設工事に係る工事請負契約書、注文書・注文請書、請求書等の写し (1年につき1件以上、必要期間分)

2-1 実務経験の内容を証明する書類（土木一式工事又は建築一式工事）

- 土木一式工事又は建築一式工事 … 許可の有無にかかわらず実務経験の期間に算入した全ての建設工事（実務経験証明書に明記していないものを含む）に係る工事請負契約書、注文書・注文請書、請求書等の写し（必要期間分）

2-2 実務経験を証明しようとする期間における常勤が確認できる書類

1-2に掲げる書類

3 指導監督の実務経験を証明する書類（特定建設業許可で、指導監督の実務経験を要件とする場合）

3-1 指導監督の実務経験の内容を証明する書類

指導監督の実務経験証明書に記載した全ての工事に係る工事請負契約書、注文書・注文請書等

3-2 実務経験を証明しようとする期間における常勤が確認できる書類

1-2に掲げる書類

■ 申請・届出区分別確認事項

		許可申請			変更届				
		新 許可換え新規	規 業種追加	般・特新規 業種追加	更 新	営業所技術 者等の追加	担当業種 の 変 更	所属営業 所の変更	営業所の 新 設
営 業 所	常 勤 性	○	△	○	○	○	○	○	○
技 術 者 等	経 験	○	△		○	○		○	○

○…必要

△…許可申請により追加される業種を担当する技術者に係るもののみ

Ⅲ 営業所（主たる営業所を含む）の確認資料

1 営業所の写真（①～④の全て）

- ① 営業所の外観 全景、看板及び入口
- ② 執務室内の状況 電話や机等、事務に最低限必要な什器が備わっている状況が確認できるもの
- ③ 建設業許可の標識の掲示状況
- ④ その他 営業所がビル内に所在する場合は、建物の入口又はエレベーターホール等にある案内板

（写真を貼り付けた用紙に自己所有又は賃貸等の別を記載してください。）

■ 申請・届出区分別確認事項

	許可申請			変更届			
	新 許可換え新規	規 般・特新規 業種追加	更 新	営 業 所 の 新 設	営 業 所 の 所 在 地	営 業 所 の 名 称 変 更	営 業 所 の 営 業 種 の 追 加
営 業 所 の 存 在	○	△	○	○	○	○	

○…必要

△…許可申請により業種を追加する営業所に係るもののみ